

(案)

平成17年3月10日

山形大学長 仙道富士郎 殿

セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会

答 申

本協議会は、平成16年10月、山形大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止策の策定に係る仙道学長からの依頼を受け、以来、5回に亘って厳正かつ真剣な審議を重ねた。その審議結果を、この度、「山形大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止改善策（提言）」として別紙のとおり取りまとめたので答申する。

審議に当たっては、昨年8月半ば以降、立て続けに露見したセクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラと略記）事案が、その対応において、とりわけ、

- ① 学内規則に定める学長等への報告義務が適正に履行されず、学内外から隠蔽があったのではないかと、との疑念を生んだこと。
- ② 重いセクハラ事案の加害者を勧奨退職にするという社会的に到底容認できない結果を許したこと。
- ③ いずれも重い懲戒に相当すると判断される3件中、2件の事案については、処分機会を失わせる結果を招いたこと。

など、いくつかの点で著しい不適切さを残した事実を重視し、その原因を別添参考資料のとおり厳正に検証した。

本協議会が取りまとめた上記の「防止改善策（提言）」は、こうした検証のうえに、セクハラの未然防止策の強化、相談システムのいっそうの充実、学内規則や就業規則及び公表基準の見直しなど、山形大学における現行のセクハラ防止・対応システムの抜本的な制度再構築を図るための基本視点を整理したものである。

仙道学長におかれては、今後、本（提言）に基づく速やかな制度改善に着手されるとともに、今回のセクハラ事案によって被害を蒙った学生に対する適正な救済措置を、いっそう強化されるよう強く要請する。